

いじめ防止基本方針

札幌市立山の手南小学校

令和8年4月改訂

1. いじめ防止基本方針策定に当たって

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」

「どの児童も、いじめの被害者にも加害者にもなりうる」

という基本認識に立ち、本校の全ての児童が、安心して楽しく学校生活を送ることができる学校づくりを目指して教育活動を実践するために、本方針を策定した。

本方針の策定により、いじめ防止のための実効性のある組織を構築するとともに、いじめの問題について、保護者、地域、関係機関との連携を深めながら、未然防止、早期発見、事案対応における適切な対応を目指す。

2. いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法」第二条

※ 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツ少年団等当該児童生徒が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

【具体的ないじめの態様 国の「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

- * 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- * 仲間はずれ、集団による無視をされる
- * 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- * ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- * 金品をたかられる
- * 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- * 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- * パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3. いじめ防止等の対策のための組織

いじめ対策委員会…「いじめ防止対策推進法」第二十二条に組織の設置が規定されている

【構成員】校長・教頭・主幹教諭・教務主任・保健主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・その他関係の教職員（必要に応じて、弁護士、医師、警察経験者、教育学者などの専門家等や保護者（PTA）、パートナー校などの地域の関係者等）

4. いじめ対策委員会の開催

- ・組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。
- ・定例の会議を月に1回開催する。
- ・毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- ・いじめに係るアンケート実施後、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、会議を開催する。

- ・教頭は会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ・校長が不在時は、教頭が会議を開催し、主幹教諭あるいは教務主任が会議録を作成する。対応については、責任者である校長に報告し決裁を得る。
- ・構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求める。

5. いじめ対策委員会の役割

(1) 教職員への共通理解

- ・「いじめ対応の重層的支援構造(図1)」について校内研修や職員会議で周知を図り、教職員の意識改革と指導力向上を図る。
- ・児童の心配な状況を教職員が把握した際に、一人で情報を抱え込むことのないよう、又は対応不要であると個人で判断せずに、報告、相談できる体制を整える。
※校内の教職員間内に、どのような内容においても、安心して報告、相談することができる「心理的安全性」を作り出すことが不可欠である。
- ・「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については担任などの個人に委ねず、いじめ対策組織で判断することを徹底する。
- ・国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童の保護者に対しても学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①被害者に対する倫理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ②被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
【国のいじめの防止等のための基本的な方針（最終改訂 平成29年3月14日）P30～31】

(2) 児童や保護者に対する情報発信と理解促進

- ・PTAや地域の関係団体が集まる機会に、いじめ防止対策の概要を説明し、学校はいじめ防止等の取組について理解を求める。
- ・児童に対しても、入学時及び各年度の開始時に児童の発達段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図る。また、全校集会や学級活動などで、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うため、学校は組織の存在及びその活動内容について、児童及び保護者に対して具体的に説明する。
- ・いじめの早期発見のために、学校の組織は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると、児童から認識されるようにする。
- ・いじめ防止基本方針を学校HPに掲載し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにする。

(3) いじめ事案への対応

- ・いじめの疑いに関わる情報があったときは、本方針に基づき、(図2)「いじめ対応の基本的な流れ」に沿って対応を進める。
- ・いじめ相談や通報の窓口の中核的役割として、複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、学校いじめ対策委員会において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

(4) 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と点検

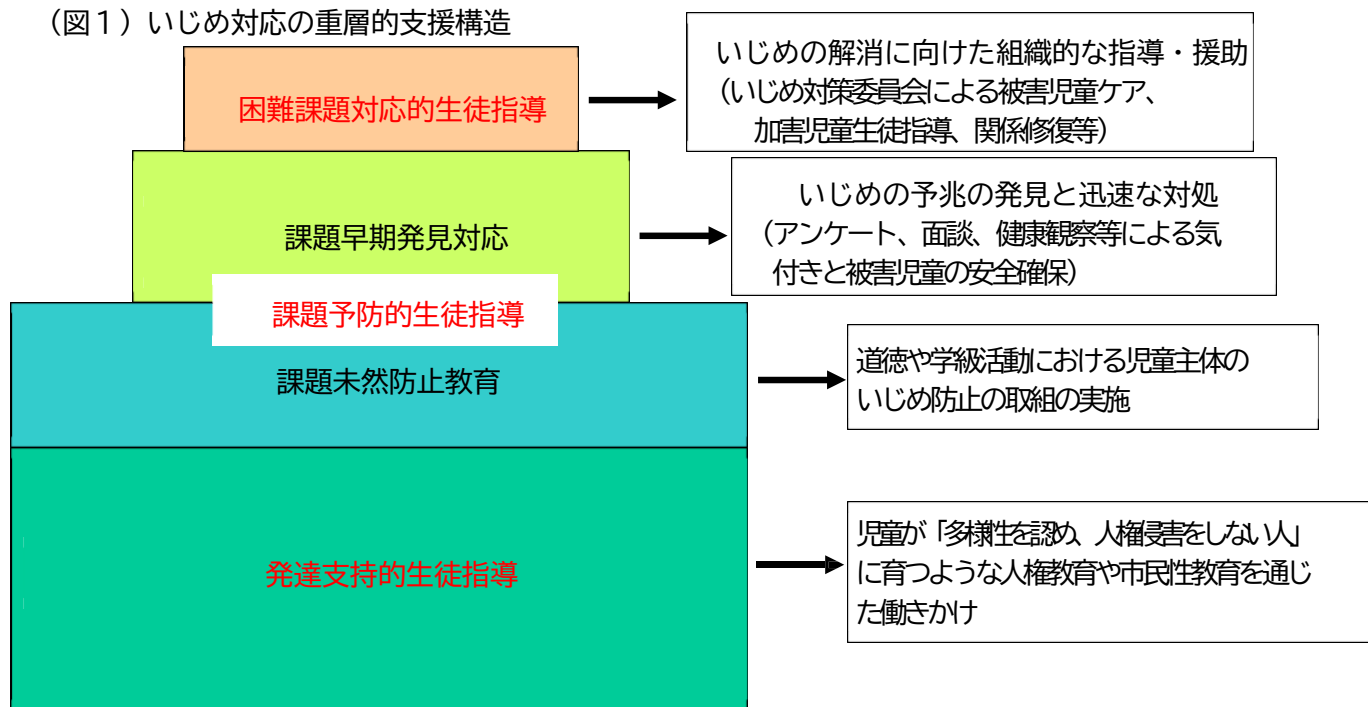
- ・生徒指導年間計画の作成と実行
- ・学校評価等による検証および改善（PDCA）の実施

(5) 個別の対応状況に関する記録及び引継

- ・いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進学・進級・転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- ・悩みやいじめに関するアンケート調査等の結果は、小学校から中学校に引き継ぎ、3年間保管する。

6. いじめに関する生徒指導の具体的な取組

(図1) いじめ対応の重層的支援構造



(1) 未然防止

【発達支持的生徒指導の観点から】

- ◎人権感覚を身に付ける…自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること
- ◎市民性を育む…誰もが法によって守られているという意識をたかめ、市民社会のルールを尊重する
- ①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校・学級づくり
 - ・教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える雰囲気、風土を確保する。
 - ・児童がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるよう教職員が働きかける。
- ② 児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係の構築
 - ・自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じられる「居場所」をつくる。
 - ・毎年度の学級編成による新たな出会いの機会をつくる。
- ③ 他者から認められ、他者の役に立っているという実感から生まれる自己信頼感の育成
 - ・異学年交流の取組を通して、相手意識や役割意識をもち、思いやりや貢献感、憧れや尊敬の念をもつことができるようにする。
 - ・児童会活動や学級活動等において、「いじめゼロ宣言」「いじめ防止の標語づくり」など、いじめを許さない環境づくりに向けた自治的な取組を行う。
- ④ 適切な援助希求と教育相談体制の充実
 - ・誰かに相談することの大切さを伝えながら、いつでもだれにでも相談できる体制を作り、児童に周知する。(担任・学年・担任外・養護教諭・SC・家族・友達等)

【課題未然防止教育の観点から】

- ◎いじめに向かわない態度・能力を身に付ける
- ◎いじめを生まない環境づくりを進める
- ① 道徳教育の充実と学級活動等での体験的な学びの場の設定

- ・頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を身に付ける。
 - ・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することで、実践的な取組につなげる。
- ② 互いに認め合い信頼し支え合う仲間づくり
- ・少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れる。
 - ・授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
- ③ 教職員が子どものよきモデルとなり、協働体制を構築
- ・子どもに対して愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもの自己肯定感や自己有用感を育む。
 - ・学年や学校全体で、組織として問題に協働体制を構築していく。
- ④ 自分の感情に気付き適切に表現することについての学びと自己理解や他者理解を促進する心理教育
- ・いじめの加害者の心の深層に迫る児童の内面理解に基づく働きかけ

*心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱いものを攻撃することで解消しようとする）
 *集団内の異質なものへの嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れたものに対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）
 *ねたみや嫉妬感情
 *遊び感覚やふざけ意識
 *金銭などを得たいという意識
 *被害者となることへの回避感情

- ⑤ いじめを許容しない学級の雰囲気づくり
- ・「観衆」をつくらず「傍観者」の中から「仲裁者」「相談者」が現れるような学級の雰囲気をつくる。
 「観衆」…はやし立てたり面白がったりする存在
 「傍観者」…周辺で暗黙の了解を与える存在
 「仲裁者」…「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを制止する存在
 「相談者」…「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを告発する存在
 - ・学級担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努め、取組を通して、担任への信頼感と学級への安心感を育む。
- ⑥ 法律的な視点からの未然防止教育
- ・とりわけ高学年では、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産・安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為への顧慮と責任があるという自覚をもつように働きかける。（スクールロイヤー等の外部講師の活用等）

(2) 早期発見対応

【課題早期発見対応の観点から】

- ◎いじめの予兆の発見と迅速な対処
- ① 教職員のいじめに対する感度を高める
- ・子どもを共感的に理解する
 集団の中で配慮を要する子に気付き、言動や表情から心を感じ取る感性を高める。
 - ・日常の観察
 「子どもがいる場には教職員が」をめざし、休み時間、給食・清掃時間など合間の様子にも目を配る。
 - ・子どもの人間関係の把握
 学級内のグループ、グループ内の人間関係を把握し、気になる言動は適切に指導する。
 - ・いじめは大人の見えないところで行われているという意識をもつ
 無視・メール・遊び・ふざけ合いのような把握しにくい形態で行われている。
 - ・いじめられている本人からの訴えは少ないという意識をもつ
 心配かけたくない、自分はダメ、仕返しが怖い、等の心理が働いている。
- ② 積極的ないじめの認知のための手立て
- ・アンケート調査と悩み相談週間の実施
 1人1台端末を用いた健康観察をはじめとした日常の実態把握の他、学校独自で行うアンケート、

市教委の「悩みやいじめに関するアンケート調査」を活用すると共に、実態把握に努める。アンケート実施後は、個別に相談する場をもち、自他の悩みやいじめ等に関する声を聴き取る。

③ 相談しやすい環境づくりに努める

- ・本人からの訴え
全力で守る手立てを講じ心身の安全を保障すると共に、その姿勢について日頃から伝えておく。
- ・周りの子どもからの訴え
新たな発生を防ぐために、他の児童が分からない場所・時間に聞き取り、秘密を守る。
- ・保護者からの訴え
保護者からの即座の連絡につながるように、日頃からの信頼関係の構築に努める。

【いじめ対応の基本的な流れ】

◎いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア

◎被害者のニーズの確認

◎いじめ加害者と被害者の関係修復

◎いじめの解消を目指す

① いじめ発見時の緊急対応

- ・被害者保護の最優先
二次的な問題（不登校・自傷行為・仕返し行動など）の発生を未然に防ぐ。
※「誰も助けてくれない」という無力感を取り払う。
※いじめに立ち向かう支援者として「必ず守る」という決意を伝えるとともに、被害者のニーズを確認する
※大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めない
※「辛さや願いを語る」ことができる安心感のある関係をつくる
- ・事実確認と情報の共有
周りの子どもや保護者からも情報を得て正確に実態を把握し、情報の共有をもとに複数の教職員で対応。
※子どもの個人情報への取扱いに十分注意する。
- ・事実関係の確実な把握といじめの認知
教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
※アセスメントシートについては、児童生徒の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
 - 誰が誰をいじめているのか？【加害者と被害者の確認】
 - いつ、どこで起こったのか？【時間と場所の確認】
 - どのようないじめか？どんな被害を受けたか？【内容】
 - いじめのきっかけや原因は何か？【背景と要因】
 - いつ頃からどのくらい続いているのか？【期間】

② いじめが起きた場合の対応

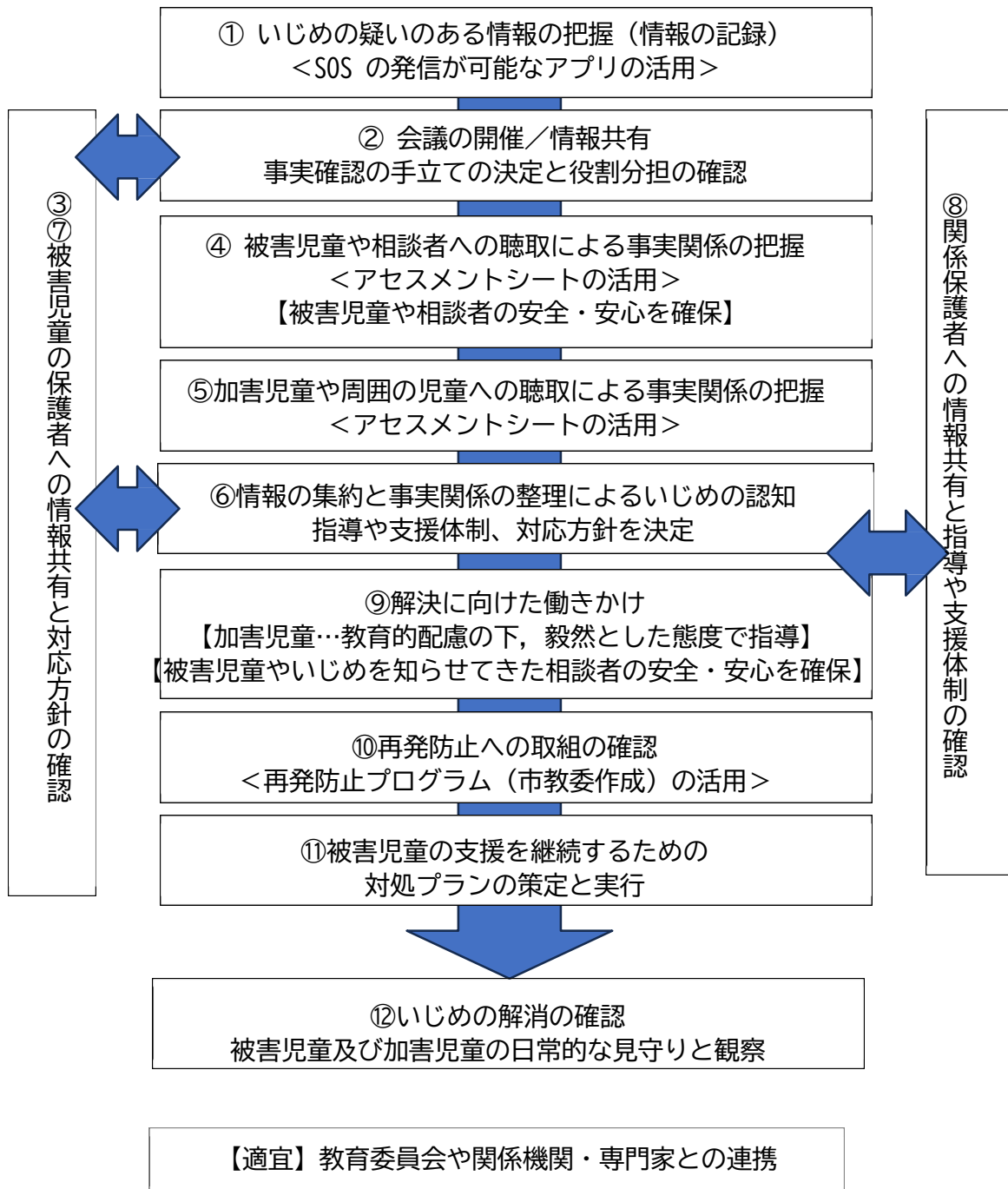
- ・いじめられた側
【子ども】辛い気持ちを受け入れ共感から心の安定を図る。「守り抜く」「全力で解決」を伝える。
「あなたが悪いのではない」ということをはっきりと伝えるなど、自尊感情を損なうことがないよう配慮する。
【保護者】いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝える。保護者や児童の気持ちを受け止めたうえで、学校での事実確認や指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・いじめた側
【子ども】いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめた児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどに目を向けた指導を行う。いじめを受けた児童の苦しみを理解させると共に、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。

[保護者] 事実関係を正確に伝え、相手側の辛い気持ちをと双方のよりよい解決を図るために、以後の対応を適切に行うことができるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

・周りの子ども

いじめられた児童の心の苦しみを理解させる。学年・学校全体の問題と捉え、はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

(図2)いじめ対応の基本的な流れ



(3) いじめの解消・再発防止

【困難課題対応的生徒指導の観点から】

◎重大事態に発展させないための適切な対応

◎怠慢な対応によるいじめの深刻化への危機意識

①いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース

＊周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ

＊閉鎖的な部活動内でのいじめ

＊被害と加害が錯綜しているケース

＊教職員等が、被害児童側にも問題があるとみてしまうケース

＊いじめが起きた学級が学級崩壊的状况にある場合

＊いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童が捉えている場合も含む）

＊学校として特に配慮が必要な児童が関わるケース

＊学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

※できるだけ早い段階から、SC やSSW 等を交えた会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

7. ネット上のいじめへの対応（メール・ブログ・チェーンメール・学校非公式サイト・SNSでのいじめ）

(1) インターネットの特殊性による危険

①匿名性

・匿名なので安易に誹謗中傷してしまう。被害者は周囲のみんなが誹謗中傷していると感じてしまう。

②加工が容易

・掲載された個人情報の画像は、加工が容易にできることから悪用されやすい。

③情報流出の怖さ

・写真の位置情報から自宅が特定される等、個人情報が不特定多数の者に流出する危険性がある。

(2) 未然防止のためには

①最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力向上に努める。

・インターネットの特殊性による危険や子どもが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

■自分だとわからなければ…（匿名で書き込みができるなら…）

■あの子もやっているから…

■動画共有サイトで目立ちたい。

②家庭や地域と連携して指導にあたる。

・学級懇談会等で次のようなことを保護者に伝えておく。

●発信した情報は、不特定多数の人にすぐに広がること

●匿名であっても、書き込みをした人は特定できること

●書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害などの犯罪につながる可能性があること

●一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

●違法情報や有害情報が含まれていること

●パソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において危険から守るためのルールづくりを行うこと。

●ネットへのアクセスは「トラブルの入口に立っている」という認識や知らぬ間に個人情報流出等のトラブルが起こる可能性があるという認識をもつこと。

●他のいじめ以上に深刻な影響を与えるいじめであることを認識すること。

②「小中一貫した教育」のパートナー校と連携し、発達段階に応じた系統的な指導を行う。

・「小中一貫した教育」の実務担当者会議や管理職会議等で情報を共有する。

(3) 早期発見のためには

- 保護者が発見する可能性が高い。懇談等で気付いたら学校へ相談するように伝えておく。

(4) 早期対応のためには

- 瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、事実関係を記録した上で書き込み等の削除を迅速に行う。

《書き込みや画像の削除》

- ① 掲示板のアドレスを記録し、書き込みをプリントアウトする。
(携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影する)
 - ② 掲示板の管理人へ削除を依頼する。
 - ③ (②で削除されない場合) 掲示板のプロバイダに削除を依頼する
 - ④ (③でも削除されない場合) 警察や法務局に相談する
- 《チェーンメールの転送先》
(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいてチェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

8. 緊急時の対応について

- ・ 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。
(教育委員会は、緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティーアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。)

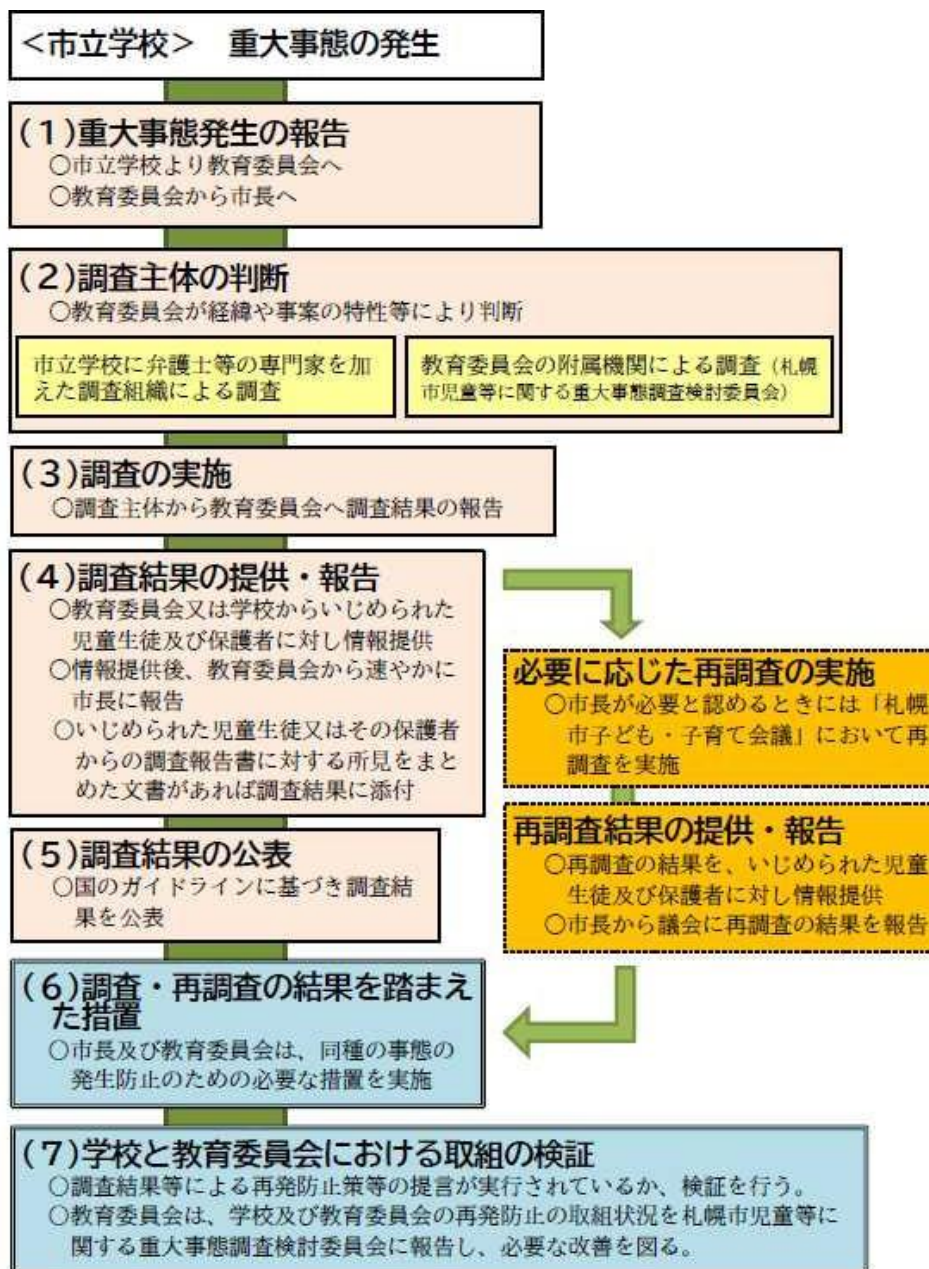
9. 重大事態発生時の対応について

(1) 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
※ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。
「いじめ防止対策推進法」第二十八条／「いじめ防止等のための基本的な方針(国)」

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、札幌市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、被害児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応



12. 生徒指導年間計画

| 学期 | 月 | 会議 | いじめに係るアンケート調査 教育相談等 | 未然防止教育 | 校内研修 | 保護者・地域・関係機関 パートナー校との連携 |
|-----|----------------------------|--------------------------------------|--|---|--|--|
| 一学期 | 4 | いじめ対策委員会 毎月第3月曜日を基本に月1回開催 | | ・学校いじめ防止基本方針の児童への説明 ・児童への情報端末扱い指導 | ・学校いじめ防止基本方針の改定 ・重大事態調査報告書を用いた校内研修 ・校内子ども理解研修会① | ・始業式に向け気になる子どもへの連絡 ・学校いじめ防止基本方針の保護者への説明 ・保護者との学級懇談① ・保護者との個人懇談① |
| | 5 | | | | ・校内子ども理解研修会② | ・学校いじめ防止基本方針の学校評議員への説明、パートナー校との情報共有 |
| | 6 | | ・校内「悩みやいじめに関するアンケート」 ・児童との悩み相談週間① | ・児童への情報モラル指導ウィーク | ・校内子ども理解フロア交流① | ・保護者との学級懇談② ・中学校区健全育成委員会での情報交流① |
| 7 | ・学校評価教職員アンケート(いじめに関する項目含む) | | ・自他の命の大切さについて考えを深める学習活動(各教科・道徳科・特別活動) ・「相談窓口周知カード」を活用した指導 | ・命を大切にす指導の徹底等の通知(夏季)を活用した研修 ・生徒指導研究協議会での情報共有 | ・生徒指導研究協議会での情報交流 | |
| 二学期 | 8 | | | ・自他の命の大切さについて考えを深める学習活動(各教科・道徳科・特別活動) | ・校内いじめ防止に関する研修 ・子どもの命の大切さを見つめ直す月間の取組についての研修 | ・始業式に向け気になる子どもへの連絡 |
| | 9 | | ・校内「担任の目からのいじめ状況調査①」 ・児童との悩み相談週間② | ・自他の命の大切さについて考えを深める学習活動(各教科・道徳科・特別活動) | ・校内子ども理解フロア交流② | ・保護者との個人懇談② |
| | 10 | | | ・自他の命の大切さについて考えを深める学習活動(各教科・道徳科・特別活動) | ・校内子ども理解研修会③ | ・いじめについて学校評議員との情報共有 |
| | 11 | ・「悩みやいじめに関するアンケート」 ・児童との悩み相談週間③ | ・自他の命の大切さについて考えを深める学習活動(各教科・道徳科・特別活動) ・お世話になっている方へのメッセージ | | | |
| | 12 | ・学校評価児童・教職員アンケート(いじめに関する項目含む) | ・命を大切にす指導の徹底等の通知(冬季)を活用した研修 | ・命を大切にす指導の徹底等の通知(冬季)を活用した研修 | ・保護者との学級懇談③ ・学校評価保護者アンケート(いじめに関する項目含む) ・中学校区健全育成委員会での情報交流② | |
| 三学期 | 1 | | | | ・始業式に向け気になる子どもへの連絡 | |
| | 2 | ・校内「担任の目からのいじめ状況調査②」 ・児童との悩み相談週間④ | ・校内いじめ防止に関する研修 ・校内子ども理解フロア交流④ | ・校内いじめ防止に関する研修 ・校内子ども理解フロア交流④ | ・保護者との学級懇談④ ・学校いじめ防止基本方針について学校評議員からの評価と見直し | |
| | 3 | | ・校内子ども理解研修会④ ・命を大切にす指導の徹底等の通知(年度末)を活用した研修 | ・校内子ども理解研修会④ ・命を大切にす指導の徹底等の通知(年度末)を活用した研修 | ・保護者との個人懇談④ ・保護者への教育説明会(学校評価内容含む) | |

【参考とした関係法令等】

平成 25 年 9 月施行「いじめ防止対策推進法」

平成 25 年 10 月策定「いじめの防止等のための基本的な方針(国)」【平成 29 年 3 月最終改定】

平成 29 年 3 月策定「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(国)」

平成 22 年 3 月作成「生徒指導提要(国)」【令和 4 年 12 月最終改訂】

平成 26 年 8 月策定「北海道いじめ防止基本方針」【令和 5 年 3 月最終改訂】

平成 28 年 6 月策定「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」【令和 6 年 4 月最終改定】